

意見書案第 7 号

旧優生保護法に基づき実施された優生手術の被害者への補償等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月28日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

倉元達朗

綿貫英彦

近藤里美

熊谷敦子

田中丈太郎

旧優生保護法に基づき実施された優生手術の被害者への補償等を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」などとして、1948年に制定された旧優生保護法の下で、障がい者等に対して、優生手術や人工妊娠中絶が数多く行われてきました。日本弁護士連合会の調査によれば、優生手術を受けたのは約2万5,000人に上り、そのうち約1万6,500人は本人の同意がなかったとみられています。

1996年、旧優生保護法は、「優生思想」に基づく部分が障がい者への差別になるとの強い批判から、「優生思想」や本人の同意によらない断種の規定が削除され、母体保護法に改められました。日本のNGOが1998年と2014年の2回、国連の規約人権委員会にこの問題を訴え、同委員会は日本に対して強制的な優生手術の対象となった人への補償に向けて必要な法的措置をとるよう勧告したものの、国は謝罪や補償に背を向けています。また、2016年3月に国連の女性差別撤廃委員会は、「対日定期審査」の最終見解を発表し、その権利侵害に対して、日本が謝罪も補償もしていない事実を指摘し、強制的な優生手術の実態を調査した上で、加害者を訴追し、全ての被害者に法的救済を実行するように強く勧告しています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、速やかに旧優生保護法に基づき実施された優生手術に関する被害実態の調査及び記録の保存並びにその被害者に対する謝罪及び補償をされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，  
厚生労働大臣 宛て

議 長 名